

令和2年度特定処遇改善加算計画について

NPO法人 障害者地域生活支援センターぴあ

1.対象事業所

- ①障がい者ヘルパーステーションぴあ三沢（事業所番号 0211500129）
- ②おおぞら（事業所番号 0221500010）

2.支給対象者 正職員

※特定相談支援事業は対象外サービスのため、専従者は対象外。介護・福祉職員でない事務職員は対象外。なお、産休・育休期間等休業期間は支給しない。

3.対象期間 令和2年4月～令和3年3月

4.賃金改善実施期間 令和2年4月～令和3年3月

（サービス提供期間と同じ期間。※従来の処遇改善手当の取り扱いと異なる。）

5.加算区分 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I

（福祉専門職員配置等加算取得有。（生活介護、就労継続支援 B 型、共同生活援助）

6.改善方法及び金額

- ・ a と b の 2 つのグループを設定する。
- ・ 経験のある障害福祉人材（①） a グループの基準は、正職員で介護福祉士資格保持者又はサービス管理責任者として勤務する者とする。
- ・ 試用期間（採用の日から3ヶ月）中は、特定処遇改善手当を支給しない（年度途中の入職者は、試用期間終了後の支給とする）。

《a グループについて》

- ・ 経験のある障害福祉人材（①） a グループの対象者は、13名。
そのうち、年収が既に460万円を超えている者1名には手当を支給しない（支給対象を判断する年収要件を460万円に設定する）。
- ・ 育児休業期間は手当を支給しない。
- ・ 短時間勤務の適用を受ける間は、労働時間分の支給とする（例：6時間勤務の場合は、3/4の額を支給）。
- ・ 手当支給者は12名（このうち短時間勤務予定は1名）。
- ・ 特定処遇改善手当 15,800円/月。賃金改善実施期間（令和2年4月～令和3年3月）の改善額は、189,600円。

《b グループについて》

- 他の福祉人材 (②) b グループの対象者は、27 名。
- 育児休業期間は手当を支給しない。
- 短時間勤務の適用を受ける間は、労働時間分の支給とする (例：6 時間勤務の場合は、3/4 の額を支給)。
- パート職員 20 名に対しては手当を支給しない。
- 手当支給者は 7 名 (このうち短時間勤務予定は 2 名)。
- 特定処遇改善手当 7,900 円/月。賃金改善実施期間 (令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月) の改善額は、94,800 円。

7.職場環境等要件について

令和 2 年度処遇改善加算計画と同様。